

提案

統合後の小学校の通学についてスクールバスを全て無料にしてほしい。

回答

スクールバスの利用については、遠距離通学の児童生徒に限定しており、距離の近い児童生徒は利用できないことになっています。スクールバス事業は、学校等適正配置計画を実施する中で遠距離となる児童・生徒の通学手段として各説明会場で提案してきたものです。その際には幼稚園のバス代月額3,000円負担などの例をあげて、一部自己負担の考え方を示しており一定の理解をいただいたものと考えています。無料となると、利用する児童・生徒と利用しない児童・生徒との不公平感が生じます。一方で高いバス代になると保護者負担が大きくなりこれも問題です。

このようなことから、幼稚園バス代と同程度として月往復利用で3,000円、同世帯2人目以降には減免措置を定めました。総事業費のうち15%程度の受益者負担と見込んで設定しましたのでご理解をお願いします。

提案

子育て支援事業で開催している教室等を麻生、北浦、玉造で同じ内容を開催してほしい。

回答

現在、子育て支援室では、就学前のお子さんとその保護者を対象に親子教室・子育て広場・ストミック講座等を実施しています。それぞれの教室、講座の会場ですが、計画の内容によって限られてしまうこともあります。なるべく麻生、北浦、玉造の地区を平均に会場を選んでおります。ただ同じ教室を3カ所で開催ということは会場の都合、指導者やスタッフにも限りがあり要望に全てお応えする状況にはありません。そのことをご理解いただき、現在、各地区からたくさんの方に参加していただいておりますので、参加できる場所での教室や講座に参加していただき、他のお子さんや保護者の方との交流、意見交換をしていただ

けたらと思います。



『私の提案』

寄せられたご意見をご紹介します。

提案

企業誘致に積極的に取り組んでほしい。

回答

市では、北浦複合団地や上山鉾田工業団地、新原地区といった工場適地を中心に企業誘致活動に取り組んでおり、固定資産税等の免除といった優遇制度を茨城県と一体となり講じているところです。企業の設備投資の抑制や、国内企業の積極的な海外進出の流れもあり、企業誘致活動は厳しい状況が続いておりますが、北浦複合団地においては34.8haを利用した4事業者による太陽光発電事業の実施が決定し、現在、事業実施に向けた造成工事が茨城県により施工されているところです。

また、東関東自動車道水戸線における潮来鉾田間については、平成25年度より市内における用地買収が開始される見込みとなっています。この高速道路が開通すれば、先に開港した茨城空港とあわせ、本市の優位性は飛躍的に向上するものと思われれます。

本市では、雇用の促進及び安定的な税収の確保が大きな課題となっていることから、今後も茨城県と連携し、より積極的な企業誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

提案

道路脇の側溝（排水溝）が土砂等の流入で埋まってしまっている箇所があるので市で処理してほしい。

回答

市道脇の側溝については大雨時等の影響により、土砂が流入し側溝の機能を果たしていない箇所が見受けられます。市では、市直営や業者委託により撤去をしているところですが、大雨により畑等の土砂が再び流入してしまうなど、箇所数が多く費用もかかることから対応しきれないのが現状です。

原因としては自然の影響による場合がほとんどですが、農地から土が流れ込むことが多いため所有者にも土が流れにくい耕作をしてもらうなど、皆様のご協力が必要と思います。

また国道、県道についても管理者である茨城県へ連絡し対応してまいります。



平成 25 年 4 月から

市内全域を対象に戸別浄化槽整備事業を拡大します

戸別浄化槽整備事業とは・・・

この事業は、個人より分担金及び毎月の使用料をいただき、市が浄化槽を設置・管理し、適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。

対象地域は・・・

平成 24 年度に北浦地区を対象としてスタートしましたが、平成 25 年度より麻生・玉造地区の公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く市内全域に事業を拡大し、実施することになりました（※これにともない個人設置による補助金制度は廃止となります）。

◆加入分担金及び使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）
140㎡未満	5 人槽	110,000 円	3,800 円
140㎡以上	7 人槽	140,000 円	4,000 円
2 世帯住宅	10 人槽	190,000 円	5,100 円

◆浄化槽の規格

高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ（BOD10mg / ℓ以下、窒素 10mg / ℓ以下、リン 1mg / ℓ以下）※設置する浄化槽の大きさは住宅延床面積により決定されます。

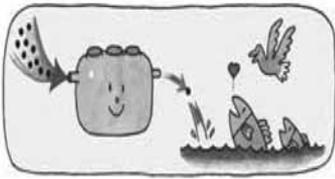
（*下表参照）

設置希望の方は・・・

- ①申請受付は、平成 25 年 4 月 1 日から下水道課（玉造庁舎）で開始します。
- ②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
※申請用紙は下水道課（玉造庁舎）または麻生・北浦庁舎の総合窓口でも用意しています。
- ③希望時期の遅くとも 2 ヶ月前までにはお申し込みください。また、浄化槽の設置基数には制限がありますので早めのご検討をお勧めします。
- ④申請の手続きや不明な点がある場合は、下水道課窓口あるいはお電話でお気軽にご相談ください。

◆浄化槽設置工事と維持管理における負担及び管理区分

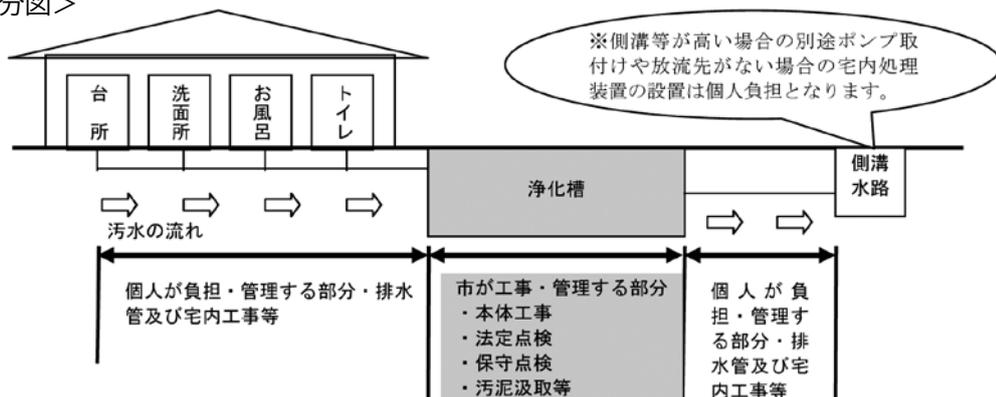
◎設置工事に係る市及び個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①浄化槽本体設置工事（プロワ含む）標準 ②浄化槽本体工事に係る附帯工事 	①配管工事→市指定工事店へ依頼してください。※単独浄化槽からの転換の場合、配管工事費に対する補助制度があります。*補助額 60,000 円 / 基 ②宅内設備の改造や改築 ③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など ④既設浄化槽等の撤去※単独浄化槽の場合、補助金制度があります。 *補助額 90,000 円 / 基 ⑤屋外コンセント設置工事 ⑥駐車場タイプにする場合の補強工事 ⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請

◎維持管理に係る市及び個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①法定検査（年 1 回）及び保守点検（年 3 回）に要する費用 ②汲取り及び清掃（年 1 回）に要する費用 ③修繕費用（但し、個人が浄化槽を破損した場合には個人負担となります。）	①浄化槽使用料 ②電気料（本体及びプロワに係る電気料） ③清掃に要する水道使用料

<負担及び管理区分図>



平成24年度 指定管理者の選定結果を公表します

● 指定管理者制度とは ●

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を従来の「管理委託制度」から、民間事業者やNPO法人等の管理運営を可能とし、民間事業者等の有するノウハウの活用によるサービスの向上や、行政コストの縮減を目指す「指定管理者制度」に移行されました。

本市では、平成18年度に指定管理者制度を本格的に導入し、現在8施設が指定管理者により運営されていますが、住民サービスの向上と併せて、地域振興や地域活性化並びに行政改革の推進効果を期待しています。

*指定管理者の指定は、行政処分的一种で法律上の契約ではありません。指定管理者の選定に際しては、プロポーザル（企画・提案）による公募方式又は特定の団体を指名する非公募（特命）方式が採用されていますが、いずれの選定方法であっても、議会の議決が必要となります。

● 候補者の選定方法 ●

行方市公の施設指定管理者候補者選定委員会では、事前に現地視察・募集要項・業務仕様書・審査基準等の確認を行い、申請者の財務状況や提案内容等を正確に把握し、最も適切な候補者を選定するため、審査においては、書類審査・プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、審査基準に基づく採点方式により行っています。（非公募も同様に実施）

*現在、公の施設指定管理者候補者選定委員会の委員は、学識経験者や市民代表者からなる外部委員5名に市職員を含む7名で構成されています。



審査会及び現地視察

● 平成24年度 指定管理者 指定施設一覧 ●

No.	名称	区分		施設全景	
1	行方市障害者地域活動支援センター「ドリームハウス」	単 独	所在地	行方市麻生 2744 番地 23	 
			業務内容	障害者自立支援法に基づく障害者・障害児の就労及び自立の支援	
			指定期間	H 25.4.1 ~ H 30.3.31 (5年間)	
			指定管理料	上限額 (年) 4,800,000 円	
			選定方法	非公募	
			所管課	社会福祉課 (玉造庁舎)	
指定管理者	社会福祉法人 行方市社会福祉協議会				
2	霞ヶ浦ふれあいランド	単 独	所在地	行方市玉造甲 1234 番地	
			業務内容	霞ヶ浦の歴史や治水・利水等の体験学習・観光情報発信 ほか	
			指定期間	H 25.4.1 ~ H 28.3.31 (3年間)	

			指定管理料	上限額（年）84,000,000円	
			選定方法	非公募	
			所管課	商工観光課（北浦庁舎）	
			指定管理者	財団法人 行方市開発公社	
3	行方市観光物産館 「こいこい」	単 独	所在地	行方市玉造甲 1963 番地 5	
			業務内容	市の製品の紹介・販売 観光宣伝 ほか	
			指定期間	H 24.12.1～H 25.3.31（4ヶ月間） H 25.4.1～H 28.3.31（3年間）	
			指定管理料	なし	
			選定方法	公募（4ヶ月指定は非公募）	
			所管課	商工観光課（北浦庁舎）	
			指定管理者	財団法人 行方市開発公社	
4	あそう温泉 「白帆の湯」 行方市北浦荘	複 合	所在地	行方市麻生 421 番地 3 行方市山田 121 番地	
			業務内容	温泉施設利用による観光交流の拠点づくりと健康の増進	
			指定期間	H 25.4.1～H 28.3.31（3年間）	
			指定管理料	上限額（年）47,000,000円	
			選定方法	公募	
			所管課	商工観光課（北浦庁舎）	
			指定管理者	財団法人 行方市開発公社	
5	天王崎 観光交流センター	単 独	所在地	行方市麻生 419 番地 1	
			業務内容	観光交流及び市民活動の振興 ほか	
			指定期間	H 25.4.1～H 28.3.31（3年間）	
			指定管理料	上限額（年）20,500,000円	
			選定方法	非公募（白帆の湯と一体管理）	
			所管課	商工観光課（北浦庁舎）	
			指定管理者	財団法人 行方市開発公社	

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (定期集合注射)

平成 25 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後 91 日以上の子犬は狂犬病予防法により、登録及び予防注射が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません（すべての犬が対象です）。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年
忘れずに
受けさせて
ワン!

○登録料等

区 分	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000円
注射済証料	350円	350円
予防注射料金	2,950円	2,950円
計	3,300円	5,300円

○犬の登録は生涯1回

平成 7 年 4 月 1 日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡したり、所在地や所有者が変わったときは届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

地区	日程	時 間	実 施 場 所
北 浦 地 区	4月12日(金)	9:00~9:15	前田商店
		9:25~9:40	行戸中央公民館
		9:50~10:05	南原生活改善センター
		10:15~10:30	㊤集荷所
		10:35~10:50	小貫地区学習センター
		11:00~11:15	J A グリーンショップ武田店跡
		11:25~11:45	武田地区館
		13:00~13:15	長野江田園都市センター
		13:25~13:40	金上農村集落センター
	13:45~14:00	東内宿バス停（北浦肥料倉庫）	
	4月13日(土)	9:00~9:20	要地区館
		9:30~9:45	南高岡農村集落センター
		9:55~10:10	中根農村集落センター
10:20~10:40		繁昌地区学習センター	
4月15日(月)	10:50~11:05	吉川農村集落センター	
	11:15~11:30	北浦幼稚園	
4月16日(火)	11:35~12:05	行方市役所北浦庁舎	

地区	日程	時 間	実 施 場 所
麻 生 地 区	4月21日(日)	9:00~9:15	天掛ふるさとコミュニティセンター
		9:25~9:45	大和地区館（大和分館）
		9:55~10:10	白浜ウォーキングセンター
		10:20~10:40	太田地区館（太田分館）
		10:50~11:00	台矢幡集会所
		11:10~11:25	石神構造改善センター
		11:40~11:55	粗毛農村集落センター
		13:00~13:20	(有) 出沼喜之助商店前
		13:25~13:45	本城会館
	13:50~14:20	麻生公民館	
	4月22日(月)	9:00~9:15	井貝農村集落センター
		9:25~9:40	西浦地区学習センター
		9:50~10:05	五町田ふるさとコミュニティセンター
		10:15~10:30	今宿農村集落センター
		10:40~10:55	橋門四番組集会所
		11:05~11:20	小高地区館（小高分館）
		11:30~12:00	島並農村集落センター
		13:00~13:20	新原公民館
13:30~13:45		谷津農村集落センター	
13:55~14:15	四鹿杉平農村集落センター		
14:25~14:40	青沼ふるさとコミュニティセンター		

地区	日程	時 間	実 施 場 所
玉 造 地 区	4月14日(日)	9:00~9:10	江北産業跡地
		9:20~9:30	旧上山組公民館
		9:40~9:55	澤屋商店前駐車場
		10:10~10:30	沖洲集落センター
		10:40~10:55	羽生地区学習センター
		11:05~11:20	八木蒔地区学習センター
	4月15日(月)	11:30~12:00	玉造西地区学習センター
		13:00~13:15	高須一本松前
		13:20~13:50	行方市役所玉造庁舎
	4月16日(火)	9:00~9:15	藤井集会所
		9:25~9:40	荒宿農村集落センター
		9:50~10:10	玉川地区学習センター
		10:20~10:35	新田ふるさとコミュニティセンター
		10:45~11:05	手賀地区学習センター
		11:15~11:30	小座山農村集落センター
11:40~11:55		行方市泉配水場	
13:00~13:15		若海農村集落センター	
13:25~13:40		榎本農民研修センター	
13:50~14:05	中山消防機庫		

◇犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排泄物は必ず持ち帰りましょう。

住民基本台帳の閲覧状況について公表します

平成 18 年 11 月 1 日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳閲覧状況の公表が義務付けられました。同法の規定に基づき平成 24 年 3 月から平成 25 年 2 月までの閲覧状況を公表します。

閲覧者	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
警視庁尾久警察署長	犯罪捜査のため	3月23日	白浜 3人
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦における水環境事業に関するアンケート調査	5月15日	全域 160人
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦浚渫事業に伴う借地事務のため	5月23日	全域 127人
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦の環境整備に関するアンケート調査	6月12日	全域 300人
公益財団法人 新聞通信調査会	第5回メディアに関する全国世論調査	6月15日	麻生 20人
朝日新聞社 社長室マーケティングセンター	新聞および Web 利用に関する総合調査	6月26日	芹沢 22人
社団法人 家の光協会	読書についてのアンケート調査	6月28日	行戸 19人
玉造上土地改良区	経営体育成基盤整備事業実施のため	7月2日	玉造甲 10人 手賀 4人
霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦の環境整備に関するアンケート調査	7月13日	全域 230人
茨城県ひたちなか東警察署長	犯罪捜査のため	7月24日	芹沢 1人
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官	青少年のインターネット利用環境実態調査	10月4日	於下 20人
日本たばこ産業株式会社	たばこについての世論調査	12月14日	玉造甲 20人
総務省情報通信国際戦略局長	通信利用動向調査	1月11日	麻生 43人 吉川 43人 行戸 43人 浜 43人
内閣府経済社会総合研究所長代理	生活の質に関する世帯調査	1月22日	麻生 11人

■問い合わせ 総合窓口課(玉造庁舎) TEL 0299-55-0111

シリーズ 国民健康保険

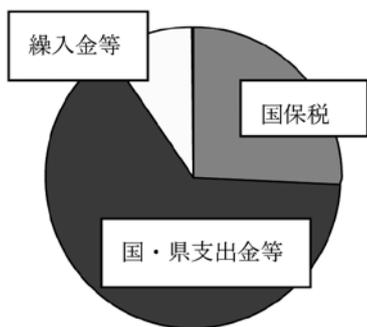
保険証の更新と国保税の納付

病气やケガの時に、安心して治療が受けられるように皆さんの助け合いでできている国民健康保険。受診後の治療代は保険証を提示することにより、3割や1割などの自己負担で済んでいます。保険証の有効期限は毎年4月1日から翌年の3月末までの1年間です。しかし、有効期限の短い保険証や資格証明書(保険証の交付ができない)になることもあります。

保険証と資格証明書の違いは、資格証明書は受診した時の治療費の全額を支払うこととなります。治療の費用が1万円だとしたら、保険証の場合、3割負担は3千円で済みますが資格証明書は全額の1万円を支払わなくてはなりません。

有効期限の短い保険証や資格証明書は、国保税の納付状況により交付されます。国民健康保険加入者の治療費の支払をするためには、財源として国保税を納付していただいています。その国保税を納付できない場合に資格証明書になってしまう。しかし、納付できない世帯が全部資格証明書になるわけではありません。何らかの理由で納付できない時は納税相談をして納付計画を立て、計画的に納付すれば保険証の交付ができます。また入院などをした時は特別の場合として資格証明書ではなく、保険証の交付ができます。国保税の期限内納付で国民健康保険会計の健全な運営ができるようにご理解をお願いします。3月末には保険証を書留で郵送します。

歳入の内訳



国保税収納率(滞納繰越分も含む)

